

◎新潟県告示第1258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、大原（第2期）地区土地改良事業共同施行 代表 大平和芳から区画整理事業 大原（第2期）地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成29年12月1日

新潟県長岡地域振興局長